

第 34 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 7 年 9 月 10 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	欠	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	欠	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 55 分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは、第 34 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 第 34 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 只今の出席委員は 12 名でございます。定足数に達しておりますので、第 34 回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第 1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、2 番議席伊藤幸子委員と、5 番議席藤田一房委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。
(日程第 2) 議長	それでは、日程第 2 報告第 63 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第 2 報告第 63 号

(日程第 3)		農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第 6 条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第 2 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和 7 年 9 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄
		管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第 6 条により毎事業年度 3 か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第 2 条第 3 項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人 1 団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。
	議長	報告第 63 号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。
	議長 事務局	それでは日程第 3 議案第 197 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第 3 議案第 197 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 7 年 9 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、

	農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 中間管理機構分が、416 筆、総面積 695,981.60 m²であることを報告します。 事務局長 事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第 197 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。 議長 続きまして、議案第 198 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 4 議案第 198 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 7 年 9 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の 3 条所有権移転の申請は、6 件、7 筆、面積 1,952 m²です。 <29 番案件>の申請地は、北勢町川原地内の田です。
--	---

議長	譲受人である北勢町川原の[]が、四日市市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、264 m²を売買により譲り受ける申請です。 <30 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。 譲受人である北勢町阿下喜の[]が、北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、198 m²を売買により譲り受ける申請です。 <31 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。 譲受人である大安町石樽東の[]が大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、61 m²を売買により譲り受ける申請です。 <32 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。 譲受人である大安町石樽東の[]が大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、187 m²を売買により譲り受ける申請です。 <33 番案件>の申請地は、北勢町塩崎地内の畑です。 譲受人である藤原町東禅寺の[]が北勢町二之瀬の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、238 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <34 番案件>の申請地は大安町南金井地内の畑です。 譲受人である桑名市の[]が大安町南金井の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、1,004 m²を売買により譲り受ける申請です。 以上所有権 6 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 198 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。
-----------	---

(日程第 5) 議長 事務局 議長 現地調査委員	よって本申請につきましては、許可することといたします。 続きまして、議案第 199 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 日程第 5 議案第 199 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分) 次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 9 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、1 件、1 筆で 620.00 ㎡です。 <2 番案件>の申請地は大安町石樽東地内の田です。農地区分は、農用地です。 転用計画としては、大安町石樽東の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,294 ㎡の内 620 ㎡を農業用倉庫用地へ転用したい旨の計画です。なお、残り 674 ㎡は令和元年度に転用許可済です。 土地造成は東側道路の高さに合わせるため、20cm 程度の盛土を行います。西側境界にコンクリート擁壁を設置して土砂及び雨水の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透及び北側水路へ放流します。 以上 4 条 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、9 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。 議案第 199 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
---	--

	議長 ありがとうございました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 199 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第 6) (日程第 7) (日程第 8)	議長 続きまして、議案第 200 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 201 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」及び議案第 202 号「農地転用事業計画変更申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局 日程第 6 議案第 200 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 9 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、12 件、41 筆で 16,371.00 m²です。 <28 番案件>の申請地は北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、北勢町阿下喜の [] が北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、568 m²を駐車場及び貯木場用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。西側・南側の斜面にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 <29 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の[]が四日市市の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,482㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<30番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の[]が四日市市の[]が所有する議案書に記載の6筆、1,838㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<31番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、四日市市の[]が北勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の1筆、258㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。境界にブロック積みを設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道本管に接続し、雨水は南側道路対側の側溝に放流します。

<32番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町田辺の[]が所有する議案書に記載の4筆、825㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<33番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町田辺の[]が所有する議案書に記載の3筆、829㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲には

フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<34 番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町田辺の[]が所有する議案書に記載の 3 筆、1,416 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<35 番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町二之瀬の[]が所有する議案書に記載の 4 筆、1,706 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<36 番案件>の申請地は、北勢町畑毛地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、広島市の[]が北勢町畑毛の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、885 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<37 番案件>の申請地は、大安町門前地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が四日市市の[]が所有する議案書に記載の 6 筆、2,084 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<38 番案件>の申請地は、大安町門前地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が東京都練馬区の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,137㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<39番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の田及び雑種地です。この案件は、令和6年11月委員会で承認された案件について、計画変更の申請があったものです。日程第8 議案第202号事業計画変更申請承認をもとに説明します。

内容は、道路買収予定地の再測量を実施したところ、事業敷地外だった地番、いなべ市北勢町南中津原字[]がキュービクルの底地にかかっていることが判明したという理由で、事業計画変更申請及び転用申請が提出されましたので、ご説明いたします。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、千葉県八千代市の[]が北勢町南中津原の[]が所有する議案書に記載の7筆、56㎡を追加した3,343㎡を太陽光発電施設用地へ転用した旨の計画です。

いなべ市北勢町南中津原字[]以外は地目変更済みであり、太陽光パネル及びキュービクルは設置済みです。農地部分にキュービクルを設置していることになりますので、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透及び流末水路に放流します。

続きまして、日程第7 議案第201号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和7年9月10日提出 いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で、210㎡です。

<8番案件>の申請地は、員弁町岡丁田地内の登記地目田、現況地目雑種地です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、員弁町岡丁田の[]が員弁町岡丁田の

	が所有する議案書に記載の 1 筆、210 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 平成 19 年頃から雑種地（駐車場）として利用しているため、始末書が提出されております。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。 取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道本管に接続し、雨水は西側側溝に放流します。 続きまして、日程第 8 議案第 202 号「農地転用事業計画変更申請承認について」（知事処分）ですが、5 条所有権移転の＜39 番＞にてご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。 以上 5 条所有権移転 12 件、使用貸借権設定 1 件、事業計画変更申請 1 件の計 14 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきましても、9 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 200 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」12 件、議案第 201 号「農地法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件、議案第 202 号「農地転用事業計画変更申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 200 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

願出者は奈良県奈良市の■■■■で、昭和 58 年以前から宅地進入路に転用し、現在に至っております。

<32 番案件>の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畑です。

願出者は埼玉県上尾市の■■■■で、昭和 40 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<33 番案件>の申請地は、北勢町川原地内の台帳地目、田畑です。

願出者は北勢町川原の■■■■で、平成 17 年以前から倉庫及び駐車場等に転用し、現在に至っております。

<34 番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の台帳地目、畑です。

願出者は鈴鹿市の■■■■で、昭和 48 年から宅地に転用し、現在に至っております。

<35 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、田です。

願出者は員弁郡東員町の■■■■で、昭和 58 年以前から山林に転用し、現在に至っております。

以上 7 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしているとは判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。

非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第 203 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。

よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。

(日程第 10) 議長 事務局 議長 その他	続きまして、議案第 204 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第 10 議案第 204 号 いなべ市農地利用最適化推進委員について 次のとおり、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱したいので議決を求める。令和 7 年 9 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄 農地利用最適化推進委員の推薦、応募を 5 月 14 日から 6 月 13 日まで行いました。結果は、推薦 19 人で応募はありませんでした。推薦については、各町振興部会からの推薦であり、農業に精通した方々であります。委嘱することについて、同意を求めます。 なお、農業委員についてはいなべ市議会 9 月議会にて議案上程いたしております。 事務局の説明は終わりました。 この件に関しまして何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決を行いたいと思いますが、本議案につきましては、 が当事者に該当しますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により議事に参与できませんので、よろしくお願いいたします。 議案第 204 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき委嘱することに賛成の委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、議案第 204 号は可決いたします。 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
---	--

6 閉会の宣言 議長 【午前 9 時 55 分閉会】	次回は、10 月 3 日午前 9 時から現地調査、1 番議席多湖文貴委員と 15 番議席伊藤治義委員は出席をお願いします。 次回委員会は、10 月 10 日です。場所は、行政棟 2 階庁議室となります。よろしくお願いします。 それでは、これをもちまして第 34 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。
--	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____